



発行 東京都

目次

規則

- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則  
……………（病院経営本部サービスピス推進部事業支援課）… 一
- 基本測定の終了……………（都市整備局都市基盤部調整課）… 一
- 公共測定の終了……………（同）… 一
- 建築基準法による意見の聴取……………  
……………（都市整備局市街地建築部調整課）… 一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）… 二

規則（公）

- 警視庁組織規則の一部を改正する規則…………… 三
- 東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程…………… 三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………  
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）… 四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）… 四
- 開発行為に関する工事完了……………  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）… 六

規則

- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）… 六
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止（二件）……………（同）… 七
- 平成二十六年十一月十日付東京都告示第千五百十五号…………… 七

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十七年七月二十二日  
東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第百五十三号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号(三)に次のように加える。  
キ リツキシマブ点滴注射後におけるミコフェノール酸モフェチル経口投与による寛解維持療法 一回 五万五千円  
ク カペシタビン内服投与、シスプラチン静脈内投与及びドセタキセル腹腔内投与の併用療法 一回 二万一千三百円  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第千四百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年七月二十二日  
東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（国土広域情報修正測量）
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで

東京都告示第千四百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年七月二十二日  
東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

東京都告示第千四百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条

第六項ただし書及び第十二項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年七月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公聴会を行う日時 平成二十七年七月三十日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一六会議室  
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係(東京都庁第二本庁舎三階)  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 港区虎ノ門二丁目三番十七号  
所氏名 森トラスト株式会社

建築敷地 品川区北品川四丁目三二五番一ほか

地域地区 第二種住居地域、準防火地域、北品川四丁目特定街区及び第二種高度地区

申 請 の 概 要

工事種別 改修  
及び用途 事務所、ホテル及び共同住宅  
敷地面積 約二八、二五〇平方メートル

建築面積 約一一、〇七〇平方メートル  
延べ面積 約一一七、九五三平方メートル  
構造及び階数 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造  
地上二十五階地下三階  
高さ 九九・二六五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

(二)

建築主住 千代田区外神田四丁目十四番一号  
所氏名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

建築敷地 江東区有明三丁目三番三号  
学校法人 武蔵野大学

地域地区 江東区有明二丁目一番一ほか  
等 工業専用地域、防火地域及び臨海副都心有明南地区地区計画

申 請 の 概 要

工事種別 用途変更  
及び用途 電気通信事業用施設、店舗、大学及び事務所

敷地面積 約四、〇〇一平方メートル  
建築面積 約二、七二九平方メートル

延べ面積 約二〇、六〇五平方メートル

構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
地上七階地下二階

高さ 三八・一五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第十二項ただし書

●東京都告示第千四百四十七号

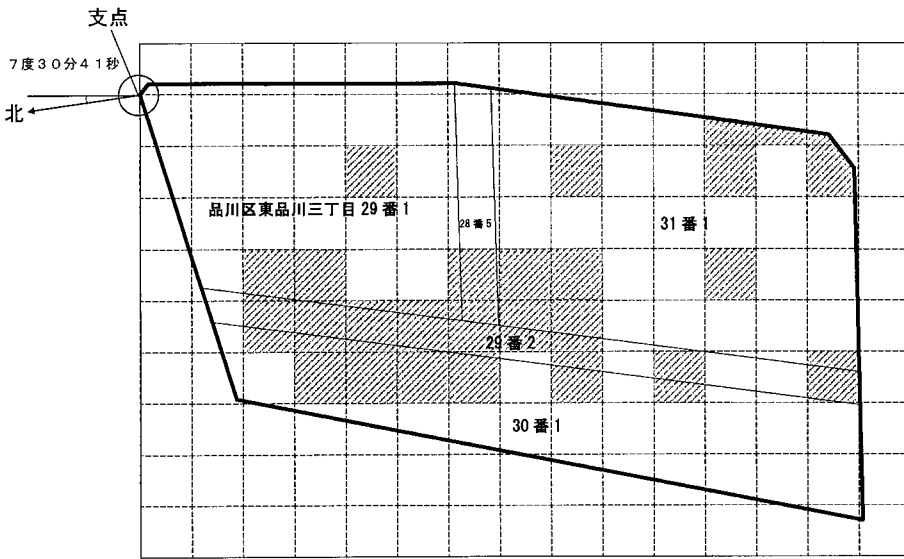
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十七年七月二十二日  
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東品川三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 界境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、品川区東品川三丁目29番1の最北端とする。

【格子の回転角度〈7度30分41秒〉】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

### 規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年7月22日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

#### ●東京都公安委員会規則第10号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則 (昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第64条の2に次の1項を加える。

4 東京国際空港テロ対処部隊に班を置く。

第70条第2項中「144人」を「151人」に改める。

第71条第7項中「360人」を「371人」に改める。

第73条第4項中「組織犯罪対策特別捜査隊」の次に「東京国際空港テロ対処部隊」を加え、同条第5項中「及び東京国際空港テロ対処部隊」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第64条の2に1項を加える改正規定並びに第73条第4項及び第5項の改正規定は、同年9月1日から施行する。

### 規 程 (交)

#### ●交通局規程第七十二号

東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年七月二十二日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程

東京都交通局指名業者選考委員会規程（昭和三十九年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務部技術調整担当課長」を「総務部総合技術調整担当課長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みたかハンディキャブ

三 代表者の氏名

宮田 榮一

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市下連雀八丁目六番十五号 四〇四号室  
五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象に在宅介護を支援するため、歩行困難な障害者及び高齢者に対する外出支援及び災害発生時の救援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもの森づくり推進ネットワーク

ク

三 代表者の氏名

清水 英二

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区池上八丁目二十七番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、人間形成において重要な時期である幼少期の子どもたちを主な対象に、「種を拾う」「苗木を育てる」「森に植える」、さらには「森を育てる」という一貫した森づくりを中心とする継続的な自然体験活動を行い、もって二十一世紀を担う子どもたちの生きる力と持続可能な社会づくりのための環境保全への参加意識を高めることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟

三 代表者の氏名

小野 清子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目十一番八号 丸万五号館2F

五 定款に記載された目的

この法人は、ラジオ体操・みんなの体操（以下「ラジオ体操等」という。）の健全な普及発達を図り、国民の健康の維持増進、明朗な精神の育成、地域の発展等に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どうぶつたちの病院

三 代表者の氏名

杉谷 篤志

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市中一丁目九番四一六〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、野生動物の保護及び飼育動物の適正飼養に関する情報提供や啓発活動などの事業を行い、環境保全など公共の福祉及び動物の福祉に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第

<p>三 代表者の氏名 f Integrated Care Academy</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Japan Academy of Integrated Care</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月九日</p>	<p>一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年七月二十二日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人八王子ダルク</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 隆</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市台町一丁目八番二十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、薬物依存症に関する身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによってその回復と自立を支援し、薬物依存症に関する調査研究・予防啓発も行うことにより、我が国の保健又は福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>
<p>一 申請のあった年月日</p> <p>一 申請のあった年月日</p>	<p>長江 弘子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区上荻三丁目六番十四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、「生活と医療を統合しケアを提供する仕組み／ICM(The Integrated Care Model)」に関する情報提供、教育、研究の事業を行い、ICMの実現を通じて、地域医療の向上と一人ひとりの個性と尊厳のある生き方の実現を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京テニールボール連盟</p> <p>三 代表者の氏名 佐藤 文宏</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区桜上水五丁目十八番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、テニールボールを中心とするスポーツ関連事業を行う事で市民の健康づくりに寄与するとともに、スポーツを通じた地域・国際交流に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>
<p>事業を通じて、IT、科学技術、デザイン、ビジネスや規模の競技会「Flin Schools」に関する</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、九歳から十九歳の生徒を対象とした、STEM(Science, Technology, Engineering and Maths)分野の世界規模の競技会「Flin Schools」に関する</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目十六番一号 赤坂片山ビル二階</p> <p>三 代表者の氏名 原 清武</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人Flin Schools Japan</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十一日</p>	<p>平成二十七年六月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人機械安全ソサエティ</p> <p>三 代表者の氏名 中村 英夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目二十一番地 ちよだブラットホームスクエア一〇〇</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、機械安全・製品安全技術の進歩発展と、これらの普及促進を図り、わが国の産業の安全技術の向上による災害の撲滅に貢献すると共に、産業界の一層の繁栄を図ることを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>

資金のマネジメント、チームワーク等の能力を育み、次世代の産業界に貢献する国際的な科学技術系人材の育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市学園町一丁目五百四十三番三の一部  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
代表取締役 山本 重穂  
タクトホーム株式会社

狛江市西野川一丁目五百九十六番、五百九十七番、同番二、同番三、五百九十八番、同番二及び五百九十九番  
立川市幸町一丁目二十一番地一  
株式会社アステイク  
代表取締役 宮谷 祐介

西東京市南町四丁目八百六十七番十の一部及び八百六十九番六  
中央区銀座六丁目十七番一  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
代表取締役 藤林 清隆

東京都指定給水装置工事事業者の指定について  
水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二  
第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を

次のとおり指定した。

平成二十七年七月二十二日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九一三八 システム 荻崎 康 足立区千住 平成二十七年五月二十六日

九一三九 セキヤマ 奥山 武志 神奈川県川崎市多摩区宿河原二丁目二十六番一号 同日

九一四〇 渡部設備 渡部 恭央 足立区鹿浜八丁目一番十四号 同日

九一四一 株式会社 岡村 正志 江戸川区東瑞江二丁目四十八番五号 同日

九一四二 株式会社 明石美智男 大田区東矢口三丁目十七番二七号 同日

九一四三 株式会社 TDC電工 武田 淳 埼玉県戸田市笹目南町十一番一四一三三三 同日

九一四四 竹内住設 竹内 義幸 埼玉県新座市馬場四丁目七番十七号二〇六 同日

九一四五 株式会社 豊住機材 サービス 石塚 秀樹 北区田端新町三丁目十八番七七八〇一 同日

九一四六 株式会社 コンマックス 豊永 正臣 渋谷区代々木五丁目六十七番一号 同日

九一四七 株式会社 メンテナ 塩原 雅人 練馬区東大泉六丁目七番二十号 同日

九一四八 株式会社 アシスト 木村 浩次 埼玉県志木市幸町一丁目十一番四十六号 同日

九一四九 株式会社 和興業 齊木 和紀 神奈川県横浜市泉区和泉町三千五百三十二番地 同日

九一五〇 株式会社 松本工業 松本 充弘 北区田端一丁目十一番一号 勘五郎ビル一〇六号室 同日

九一五一 港オールシステム 大澤 憲二 墨田区江東橋二丁目三番十一号 同日

九一五二 株式会社 エコワール 五十嵐優美 神奈川県相模原市中央区田名三千八百四十六番地一 同日

九一五三 株式会社 藤和エンジンゲ 上西隆比呂 千葉県船橋市高野台三丁目十三番一号 同日

九一五四 株式会社 優駿興業 高橋 靖幸 八王子市小比企町千三百八十一番地二 同日

九一五五 有限会社 高橋洋 神奈川県藤 同日

スカイ工業  
 沢市遠藤二千四番地の二十六

柳工業株式会社  
 柳 知進  
 狛江市東和泉三丁目八番三号いづみレジデンスA棟二〇一

青木土木工業株式会社  
 青木 純一  
 埼玉県飯能市双柳五番地八

同日  
同日  
同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十七年七月二十二日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
六一一九	ヘルステック	寺島英一郎	世田谷区等々力一丁目二十五番十七号	平成二十七年五月一日
六一七〇	明石設備工業	明石美智男	大田区東矢口三丁目十七番二二三〇五	同月二十五日
八五〇〇	優駿興業	高橋 靖幸	八王子市小比企町千三百八十一番地七	同日

齋藤設備 齋藤右左光  
 北区赤羽台四丁目十四番十三号  
 平成二十七年五月二十七日

先崎住設 先崎 政司  
 神奈川県川崎市宮前区馬絹二千四番地一

同日  
同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき指定した東京都指定給水装置工事事業者は、次のとおり事業を廃止した。

平成二十七年七月二十二日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
七九八五	日産工業株式会社	中島 長	八王子市上野町十六番地四	平成二十二年一月七日
六〇五七	新井設備工業	新井 浩二	北区豊島三丁目十七番八号	平成二十三年八月二日
三四五一	橋本水道工業所	橋本 勝美	足立区江北三丁目十七番十四号	平成二十五年四月二十二日
三九四五	有限会社高橋工業	高橋 敏行	江戸川区中葛西八丁目二十番二号	同年十月二十四日
八五五〇	有限会社桑山設備	桑山 順一	神奈川県三浦市三崎五丁目十番九号	平成二十六年八月二十二日

六七三九 東京ジン 矢崎 武夫  
 ノ株式会社 品川区南大井四丁目十八番十九号  
 同年十一月十三日

正 誤

○平成二十六年十一月十日付東京都告示第千五百十五号

ページ一段一行一 誤 正

二 中 六 事業計画 定款及び事業計画

二 中 二十一 事業計画 定款及び事業計画

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001